

住民税及び国民健康保険税の申告受付が始まります。

受付期間：2月18日(月)～3月15日(金)

●午前8時30分開場 ●午前9時～午後4時受付

所得税及び消費税・地方消費税の確定申告も、この日程で受け付けます。
一の宮会場・阿蘇会場では、e-Tax（国税電子申告・納税システム）がご利用いただけます。

平成25年1月1日現在、阿蘇市内に住所を有する方は、住民税申告又は所得税の確定申告により、平成24年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、3月15日までに申告しなければなりません。

代理の方が申告することもできますが、期間中にお越しいただくことが困難な場合は、税務課までご連絡ください。

本年は、九州北部豪雨による申告の都合上、予備日はございません。例年以上に会場の混雑が予想されますので、指定日にお越し頂くことが困難な場合は、最寄りの日の午後にお越し頂きますようお願いいたします。

地区	月 日	会場	対象となる行政区
波野	2月18日(月)	波野支所 西側会議室	楢木野、赤仁田、小園、小地野、笹倉、坂の上
	2月19日(火)		大道、立塚、横堀、遊雀、中道、山崎、仁田水、中江、滝水
一の宮	2月20日(水)	本庁 北側別館 大会議室	町1区、町2区、北1区、北2区、東1区、上役犬原
	2月21日(木)		東2区、東3区、西1区、西2区、西3区、塩塚
	2月22日(金)		古神1区、古神2区、古神3区、分3区、舞谷
	2月25日(月)		分1区、分2区、古閑、神石、福岡、上町、東仲町、西仲町、豆礼
	2月26日(火)		下町、桜町、福原、馬場、古城1区、古城2区、古城3の1区、古城3の2区
	2月27日(水)		古城4区、古城5の1区、古城5の2区、古城6区、古城7区、原口、上井手、下井手、中原、西井手
	2月28日(木)		上西河原、下西河原、上東下原、下東下原、西下原、片隅、荻の草、竹原、蔵原
	3月1日(金)		下役犬原、西町、道尻、坊中
阿蘇	3月4日(月)	内牧支所 大会議室	内牧1区、内牧3区、内牧4区、西湯浦
	3月5日(火)		内牧2区、湯浦、南宮原、深葉
	3月6日(水)		内牧5区、成川
	3月7日(木)		小里、西小園、折戸、宇土
	3月8日(金)		浜川、鷲の石、原の口、山田、小倉、西小倉、小池、黒流町、下の原
	3月11日(月)		今町、新村、小野田町、狩尾1区、狩尾2区、跡ヶ瀬
	3月12日(火)		元黒川、北黒川、上西黒川、黒川千丁、永草
	3月13日(水)		本村、茗ヶ原、東黒川、南黒川、下西黒川、車帰、狩尾3区
	3月14日(木)		乙姫、枳
	3月15日(金)		赤水、的石

※期間中、指定した会場以外での受付はできませんので、あらかじめご了承下さい。

**申告会場に持参するものを
事前にチェック!**

印鑑

所得の計算に必要なもの

- 〔営業等所得、農業所得又は不動産所得〕
収支内訳書、売上帳、仕入帳、通帳、領収書等
- 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける場合は、肉用牛売却証明書
- 〔給与所得・雑所得（公的年金等）又は退職所得〕
給与所得等の源泉徴収票
- 〔一時所得〕
個人年金や生命保険等の満期や一時金、解約があった場合は、その返戻金通知書等
- 〔譲渡所得又は山林所得〕
土地や建物、山林等の資産を譲渡（売買、収用等）した場合は、その契約書や証明書等
- 〔配当所得〕
配当所得等の源泉徴収票や支払通知書等

所得控除の計算に必要なもの

- 〔医療費控除〕
本人又は生計を一にする配偶者や親族のために、支払った医療費の領収書
- 〔社会保険料控除〕
国民年金保険料及び国民年金基金掛金等の控除証明書
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び農業者年金保険料等の領収書
- 〔生命保険料控除〕
生命保険契約等に基づいて支払った一般の生命保険料及び個人年金保険契約等に基づいて支払った個人年金保険料の控除証明書
- 〔地震保険料控除〕
家屋又は生活用資産等を保険の目的とした地震保険契約等に基づいて支払った保険料の控除証明書（経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。）
- 〔障害者控除〕
本人又は生計を一にする配偶者や親族の、心身に障害のある方を証明するもの（障害者手帳等）

**九州北部豪雨により
被害に遭われた方**

- 〔雑損控除〕
被害を受けた資産、取得時期、取得価額が分かるもの（建物の請負契約書等）
- 被害を受けた資産の修繕費、取壊し費用、除去費用のわかるもの（見積書、領収書等）
- 被害を受けた資産について受け取る保険金額のわかるもの（支払通知書等）
- 市町村から交付された「防災証明書（コピー可）」
- 還付金振込先の金融機関名及び口座番号（申告者ご本人のもの）の分かるもの
- 平成24年分の所得金額や所得控除の分かる書類（源泉徴収票等）
- 生計を一にする親族に平成24年分の所得金額が38万円を超える方がいる場合は、その方の平成24年分の所得金額等のわかる書類（源泉徴収票や確定申告書の控え）

問い合わせ
税務課 ☎ 22-3148

■その他注意事項

- 非課税所得（遺族年金、障害者年金等）のみを有する方や所得の無かつた方は、その旨を申告しなければ、健康保険税（料）等の軽減措置が受けられなくなります。
- 所得税においては、給与等の金額が200万円以下である給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下である場合や、公的年金収入額が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合は、確定申告書の提出を要しないものとされていますが、住民税においては、20万円以下のその他の所得についても給与所得・公的年金に係る雑所得と合わせて申告書を提出する必要があります。
- 平成24年中にマイホームを持った方で、住宅借入金等特別控除を受ける場合は、確定申告をする必要があります。
- 所得及び所得控除の計算に必要なものが揃っていない場合は、申告をお受けできないことがありますので、ご注意ください。
- ※ e・Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用の皆様へ
e・Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行う必要があります。事前に電子証明書を取得してください。また、電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は新たに取得する必要があります。

平

成24年分の所得税、個人事業者の消費税・地方消費税及び贈与税の受付期間は、左記の表のとおりとなっています。

確定申告は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採っていますので、申告と納税は、期限内にお済ませください。確定申告書の提出は、郵送等でもできます。

申告期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、お早めに申告をお済ませください。

●日程

税目	受付期間
所得税	2月18日(金)～3月15日(金)
消費税及び地方消費税	1月4日(金)～4月1日(金)
贈与税	2月1日(金)～3月15日(金)

(注) 所得税の還付申告については、1月4日(金)から受付が始まっています。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等を受給されている方は、所得税の確定申告が不要になる場合があります。以下の項目に沿って所得税の確定申告の要否を確認してください。

① 公的年金等の収入金額（2か所以上ある場合は、その合計額）が、400万円以下である

いいえ

はい

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下である

いいえ

はい

③ 源泉徴収税額がある

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票			
住所又は 支払を受ける者	氏名	生年月日	
区	支 払 金	源泉徴収税額	
法205条の2第1号適用分	円	円	
法205条の2第2号適用分	円	円	
法205条の2第3号適用分	円	円	

※この欄をご確認ください。

いいえ

はい

税務署への確定申告が
必要です。

確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利ですので、是非ご利用ください。

【国税庁ホームページ】
<http://www.nta.go.jp/>

税務署への確定申告は
不要です。

ただし…

- 1 株式等の損失を翌年に繰り越すための申告書などは提出することができます。
- 2 住民税の申告が必要になる場合があります。(詳しくは、阿蘇市税務課までお尋ねください。)

税務署への確定申告が
不要になる場合があります。

ただし…

所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

九州北部豪雨により被災された方へ

九州北部豪雨により、ご自身や生計を一にする親族が所有する住宅や家財などに被害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法を適用することにより、また、ご自身の事業用資産に被害を受けられた方は、損失額を所得の計算上、必要経費に算入することにより、平成24年分の確定申告において、所得税の軽減等を受けられる場合があります。

詳しくは、熊本国税局ホームページをご覧ください。阿蘇税務署にお尋ねください。

e-Tax を利用しましょう

「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続（①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求及び法定調書の提出などの申請・届出等）ができます。

また、平成24年分以降の贈与税の申告等については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxを利用して送信できます。

e-Taxを利用するには

●電子証明書等の準備

電子証明書は、住民基本台帳カードに格納されていますので市役所等の窓口で、住民基本台帳カードを入手し公的個人認証サービスに基づく電子証明書の発行を受けてください。また、別途住民基本台帳カードに適合したICカードリーダーが必要で

●利用者識別番号等の取得

e-Taxホームページからオンラインで開始届出書を提出すれば、即時に発行（通知）されます。

●e-Taxソフト等から電子証明書等を登録（初期登録）

e-Taxソフトをインストールし、利用者ファイルの作成、納税用確認番号の登録、電子証明書の登録等が必要です。なお、e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

★詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

●問い合わせ 阿蘇税務署 ☎ 22-0551（代表）※電話をおかけの際は音声案内に従って2番を選択してください。

介護保険認定に基づく障害者控除
（税申告で障害者控除を受けられる場合があります）

障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、左記に該当する方で、かつ認定の基準を満たしている方は平成24年分の申告用から「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けられる場合がありますので、認定書の交付を希望される方は介護保険係にお問い合わせください。

●認定書の対象者（次のすべてに該当する方）

①平成24年12月31日現在（年の途中に死亡した場合はその日）で阿蘇市の介護保険第1号被保険者に該当している方

②要介護認定を受けていて、認定基準を満たしている方（要支援は非該当）

③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書等を所持していない方

●認定の基準

基準に基づき介護保険認定情報等により審査しますが、単に介護度だけでなく、身体の障害の状態及び認知症の状態による自立度も含めて判定します。要介護認定を受けている方であっても必ずしも認定書の交付を受けられるとは限りません。

●申請方法

▼申請者…本人または親族

▼持参する物…介護保険証、印鑑

▼申請先…市役所高齢者支援課

※申請用紙は高齢者支援課または、各支所市民係窓口にあります。市のホームページにも掲載しています。申請後、審査して郵送で交付しますので、時間に余裕をもって申請書を提出してください。窓口での即時交付はできません。

●問い合わせ 高齢者支援課 介護保険係
☎ 22-0551-3145